



## 最近の相談事例から

札幌市医師会顧問弁護士 佐々木 泉 顕  
弁護士・医師 福田 友洋  
弁護士 大浦 純佳

### 【事例】

私は、整形外科クリニックの院長をしているAと申します。

1. 最近、私の説明内容を録音したり、私が説明している様子を撮影しようとする患者や家族がいるのですが、録音や撮影等を規制できますか。
2. また、勝手に録音されたものを、患者らが裁判等で証拠として提出することは許されるのでしょうか。
3. 当方も防衛手段として、クリニック内に防犯カメラ等の録画設備を設置しようと思うのですが患者さんの承諾は必要なのでしょうか。また、防犯上の理由であっても、診察室内に防犯カメラ等の録画設備を設置することはできないでしょうか。

### 【回答】

1. 撮影についての規制は可能ですが、録音を規制することは困難です。
2. 録音されたものを裁判等で証拠として提出することは許されます。
3. 単に医療紛争に備えるという目的での防犯カメラ等の録画設備（以下「防犯カメラ等」）の設置をするのであれば、患者の承諾は必要です。また、防犯上の理由であれば、クリニック内の場所によっては、防犯カメラ等を設置することはできる場合がございます。

### 【解説】

#### 1 施設管理権について

A院長はクリニックという施設の管理者とし

て、クリニックを包括的に管理する権限を有しています。この権限のことを「施設管理権」といいます。

例えば、施設内で、どのような掲示物を設置するかを決定する権限も施設管理権に含まれますし、モンスター患者が居座った場合にモンスター患者に施設から出て行ってもらう権限も施設管理権に含まれます。

#### 2 「相談1」について

##### (1) 録音について

A院長が、施設内で録音・撮影を規制することも、A院長の施設管理権の行使といえます。

もっとも、患者にも様々な権利があり、その権利を保護する観点から、施設管理権の行使にも制限が生じる場合があります。

一般的に、患者は、自らの状況を理解し、適切な治療を選択するために、必要な情報について説明を受ける権利（以下「説明を受ける権利」）を有しています。

医療従事者の説明は、患者にとって難解ですので、患者や家族が、医師の説明を正しく理解するために、医師の説明を記録に残し、繰り返しこれを確認する機会を保障する必要があります。録音は、自らの状況を理解するための行為として、説明を受ける権利によって保護される行為で、かつ、保護の必要性が高いものです。

にもかかわらず、A院長が、患者や家族の録音を規制すると、この説明を受ける権利を不当に侵害することになりますので、もはや施設管理権の行使の範囲を超えるものと考えられ

ます。

よって、A院長が、患者や家族の録音を規制することはできないと考えられます。<sup>1</sup>

## (2) 撮影について

撮影の場合には、説明をしている医師のみを撮影することは困難であり、医師のみならず、クリニック内が撮影されることになりますので、他の患者の姿や氏名等が撮影されてしまう可能性が存在し、他の患者の個人情報の流出に繋がりかねません。

また、顔などを撮影されること自体で、萎縮してしまう医療従事者がおり、その結果適切な医療行為を実施できない可能性もございます。

そこで、上記可能性について対処する必要がございますし、撮影を規制したとしても、患者や家族は、録音すること自体は規制されていないため、十分に説明を理解するための記録を残すことができ、患者側にとって、不利にはなりません。

よって、録音の場合とは異なり、A院長は施設管理権を行使して、患者側の撮影を規制することが可能です。

## 3 「相談2」について

A院長の質問は、法律上「違法収集証拠」の問題といわれているものです。例えば、違法に証拠が収集された場合など、一定の限度で、証拠能力（一定の証拠資料を裁判上事実認定のために使用することができるかという適格の問題です）が否定される場合がございます。この違法に収集された証拠を「違法収集証拠」といいます。

もっとも、民事事件の場合、裁判所としては、違法収集証拠であることを理由に証拠能力

を否定することについて慎重な態度を取っており、基本的に、全ての資料についてほぼ証拠能力が認められることが現状です。<sup>2</sup>

よって、本件においても、勝手に録音された物についても、裁判で証拠として提出することは可能といえます。

## 4 「相談3」について

### (1) 総論

現在、防犯カメラ等の設置・運用について直接規定した法律はありません。

そこで、個々の事情を比較衡量の上、防犯カメラ等の設置・運用の可否について決めることになります。

前述の通り、A院長には施設管理権がございます。他方、A院長に施設管理権が存在するとしても、患者にも①病院に通院していることを知られたくない権利や、容貌をみだりに撮影されない肖像権などのプライバシー権、②身体の一部や場合によっては裸を見られたくないという、より高次のプライバシー権<sup>3</sup>も存在します。

本件においては、A院長の施設管理権と患者のプライバシー権とのどちらが優先されるか、クリニック内の場所ごとに検討をすることになります。

なお、本件においては、防犯カメラ等では、音声を拾うことができないことを前提としております。

### (2) 診察室での防犯カメラ等の設置の可否について

診察室内は、クリニック内において、より限られた場所に該当すること、また、患者も自らの意思で同室内に入っていることから、本来であれば、クリニック内で施設管理権が最も強く

<sup>1</sup> 録音は、手書きのメモがより正確になったものに過ぎず、手書きでのメモを規制することは必要性に乏しいことからすれば、録音についても同様に規制について消極的に考えられるべきです。

<sup>2</sup> 酒席での言質を隣の部屋で無断録音したテープについては証拠能力が肯定されています（東京高判昭52年7月15日判決）。

<sup>3</sup> プライバシー権が侵害された場合に、侵害の程度が大きく、より保護されるべきプライバシー権として、本件においては「より高次のプライバシー権」という記載をさせていただきます。

及ぶ場所とも考えられます。

他方、診察室においては、衣服を脱ぐ場合があり、身体の一部や場合によっては裸を見られたくないという、より高次のプライバシー権(②)が及ぶ場所でもあるという特殊性がございます。

A院長の施設管理権と、患者のプライバシー権のどちらが優越するかは、個別具体的な判断を要するところですが、上記のような裸を見られたくないという高次のプライバシー権(②)が及ぶ場合には、原則として、患者のプライバシー権が優越すると考える必要があります。

なお、各自治体の条例上も、要保護性が強いプライバシー権がある場合には、正当な理由がない限り撮影を禁じるとの措置が採られています。<sup>4</sup>

以上からすれば、診察室においては、原則通り、患者の高次のプライバシー権が保護されるべきであり、施設管理権をもってしても、防犯カメラ等を設置することはできないと考えられています。よって、仮に防犯カメラ等を設置するのであれば、患者の承諾は必要と考えます。<sup>5</sup>

### (3) 廊下などの防犯カメラ等の設置の可否について

クリニック内の診察室や検査室以外の場所に防犯カメラ等を設置することはどうでしょうか。

同場所についても、施設管理権が及ぶことは同様です。また、それに加えて、例えば、クリニック内での盗難事件、医師やクリニックスタッフに対する暴力・暴言といったトラブルやストーカーへの対応を理由とする防犯上の理由があれば、防犯カメラ等を設置する具体的必要性があるでしょう。

他方、診療科にもよりますが、クリニックの入口、受付、廊下における患者の姿を録画することによるプライバシー権、肖像権の侵害の程度は、高次のプライバシー権の侵害の程度と比べると、それ程高いとはいえません。

よって、上記のような目的からクリニック内の入口、受付、廊下に防犯カメラ等を設置することは具体的必要性が存在することやそれに伴う権利の侵害の程度の衡量から許されるもので、患者の承諾も不要と考えられます。

<sup>4</sup> 例えば、北海道迷惑防止条例には、以下のような規定があります。

「2条の2 何人も、正当な理由がないのに、次に掲げる行為をしてはならない。

(3)住居、浴場、便所、更衣室その他の人が衣服の全部又は一部を着けない状態でいるような場所（以下この号及び次号において「住居等」という。）における当該状態の他人の姿態を撮影し、又はこれを撮影するため写真機等を住居等における当該状態の他人に向けること。」

<sup>5</sup> ただし、診察室であっても、例外的に、現に防犯上の高度の必要性が認められる場合（患者による暴力が実際に行われている状況など）においては、撮影角度や運用に配慮して、防犯カメラを設置することが許される場合も存在するといえます。この点は個々の事情によって、結論が変わる可能性があります。また、患者への説明内容を明確化しておくためなどの理由で患者との会話を録音することは、患者が録音することが許されることと同様に患者の承諾なしに認められると考えます。